

令和7年度第1回伊勢原市国民健康保険運営協議会

令和7年8月25日

[事務局] 保険年金課

[開催日時] 令和7年8月25日(月)午後7時～午後8時30分

[開催場所] 伊勢原市役所3階 第3委員会室

[出席者]

(委員) 森久保会長、前場副会長、齊藤委員、錦織委員、宇賀神委員、山口委員、
武田委員

(事務局) 宮川健康づくり担当部長、石川保険年金課長、森国保係長、古谷主事

[公開可否] 公開

[傍聴人] なし

《協議会の経過》

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 伊勢原市国民健康保険運営協議会委員の役割

(2) 伊勢原市国民健康保険の財政運営状況について

(3) その他

4 閉 会

—開会—

【事務局】 続きまして、ただいまより、令和7年度第1回伊勢原市国民健康保険運営協議会を開会します。

【事務局】 本日、定数9名に対しまして出席者7名で、過半数を超えておりますので、伊勢原市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、本日の協議会が成立しておりますことを申し上げます。

開催に先立ちまして、説明事項が1点ございます。会議内容につきましては、原則公開となっております。会議当日の傍聴人による傍聴や、会議録は市のホームページで公開の取扱いとなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日は傍聴人はおられませんことを御報告申し上げます。

【事務局】 それでは、会長より御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

【会 長】 会長、副会長を代表しまして一言御挨拶を申し上げます。

さて、今年度は、国民健康保険税の税率の見直しや子ども・子育て支援金制度の創設における制度改正が主な議題になってくると思います。委員の皆様のご意見の忌憚のない御意見を伺いながら議事を進めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、ここで資料の確認をいたします。

(資料の確認)

それでは、次第2の4番の議題に入りたいと思います。

議長につきましては、通例により会長がなることとなっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは、次第2の4番の(1)、「伊勢原市国民健康保険運営協議会の委員の役割について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、資料1、「伊勢原市国民健康保険運営協議会委員の役割について」説明いたします。

まず、1、任期につきましては、令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間となっております。

2、職位の位置づけにつきましては、伊勢原市非常勤特別職職員の位置づけとなります。

3、報酬につきましては、1回当たり5,400円となります。4時間未満につきましては5,400円という定めがございます。

4、伊勢原市国民健康保険運営協議会とは、国民健康保険法で規定されているものとなっております。

市長の諮問機関として、伊勢原市国民健康保険の運営に係る課題等について、それぞれの立場から御意見、御審議をいただき、さらに市長への具申等を実施する機関となります。

委員につきましては、学識経験者等からなる「公益代表」として3名、医科、歯科、調剤保険医からなる「保険医代表」として3名、被保険者代表として3名の計9名で構成されています。

運営協議会は、年2回から5回の開催となっております。税率改定を行う年は、5回での開催となります。今年度も、税率改定を予定しておりますので、年5回の開催を予定しております。

開催場所は、主に市役所内の会議室で行います。時間は、1回当たり2時間程度となります。

主な審議内容につきましては、令和7年度は、国民健康保険税の税率改定を予定しておりますので、税率改定に伴う審議、また、令和8年度に、子ども・子育て支援金制度創設もございます。これに伴いまして新たな税率の設定もございますので、そういったことも含めまして御審議いただく形になるかと思ひます。

2ページ以降は、根拠法令を載せております。

4ページ目を御覧ください。伊勢原市の国民健康保険運営協議会規則です。第1条、国民健康保険の運営協議会の運営については、こちらの規則に従って運営させていただくものとなっております。

第2条、協議会は、必要に応じて会長が招集するというものとなっております。

第3条、協議会は、委員定数の2分の1以上出席しなければ開くことができないこととなっておりますので、5名以上の出席が要件となっております。

そのほか、関連する法令は、また御覧いただければと思ひます。

資料1の説明については以上となります。

【会長】 ただいま事務局から議題(1)について説明がありましたが、何か御質問ございますか。

ないようでしたら、5ページ目の議題(2)の「伊勢原市国民健康保険財政運営状況について」のうち、国民健康保険加入状況について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、御説明いたします。今回の運営協議会については、第1回目ですので、国保行政を取り巻く状況等を説明いたしまして、今後どういったことを協議していきたいかというのをまずお話ししたいと思ひます。

資料2の5ページ、「伊勢原市国民健康保険の財政運営状況」を御覧ください。

まず、1、国民健康保険加入状況の①番、「加入世帯」です。市全体の世帯に対して、加入世帯数、パーセンテージと増減が書いてございます。令和7年8月1日現在では、国民健康保険加入世帯数は1万1,498世帯となっております。こちらは前年度の同月と比較しますと311世帯減少ということになっております。

そして、②番、「加入者数」ですけれども、こちらは同じく令和7年8月1日現在で1万6,527人、前年同月と比べまして645人の減少。世帯、加入者数ともに減少ということになっております。

続きまして、③番の「加入者の年齢構成」ということになりますけれども、こちらは、0歳から64歳、65歳から74歳、75歳からは後期高齢者医療保険に移行しますので、その分類でこちらの数字を捉えております。0歳から64歳までの加入者は、令和7年8月1日現在で、前年と比べまして104人減少の9,442人、そして、65歳から74歳の加入者は前年と比較しまして541人減少の7,085人になっております。65歳から74歳の割合は、加入者全体の42.9%を占めることとなります。また、70歳以上の加入者は4,358人と、全体の26.4%を占めております。全体的に高齢者の加入割合が多くなっております。

次に、④番の「資格取得喪失の状況」、こちらは国保加入・脱退の状況です。ここ数年、資格取得、国保の加入よりも、資格喪失、国保の脱退の届出のほうが多く、これによって被保険者数が減少しているということになります。被保険者数減少の主な要因として、75歳になることによる、後期高齢者医療制度への移行があります。令和3年度以降、1,000人以上の方が後期高齢者制度に移行している状況です。今後毎年一定数の方が後期高齢者医療制度に移行していきます。また、もう一つの要因としまして、令和6年10月から社会保険の加入要件が拡大されたことも影響ありまして、社会保険加入による喪失が今後増加していくことが予測されます。

以上が5ページの国民健康保険加入状況の説明でございます。

【会長】 ただいま事務局から、議題(2)の「伊勢原市国民健康保険の財政運営状況」のうち、国民健康保険加入状況について説明がありました。質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【会長】 ないようでしたら、6ページ目の2、財政状況の①「令和6年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計予算」について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、御説明いたします。1回目の協議会ですので、はじめに、国民健康保険の財政の仕組みを簡単に説明していきたいと思っております。まず、市の行う各事業は、議会にて承認された予算に基づいて運営されています。市の予算というのは、全体が一目見て理解ができるように、各部署、各課、のってくるお金である歳入、それと出ていくお金である歳出をまとめて包含させることが原則です。この市全体の予算を一般会計と呼びます。しかし、市の事業というのは多岐にわたっておりまして、特定の事業を行う場合、一般的な歳入・歳出と区分して整理する必要がある事業が出てきます。そういった場合は、一般会計とは別に、特別会計というものを設置することができるかとされております。伊勢原市では、国民健康保険事業ですとか、介護保険事業、あとは後期高齢者医療事業等で特別会計を設置して運営をしている状況です。

では、一般会計と特別会計の違いはということかということ、いろいろあるのですが、今回ポイントとなるのは、予算を編成するときには、歳入と歳出の金額が一致するように収支のバランスを取っているところです。一般会計においては、市の全体の予算の中で一致するように編成するわけです。例えば、ある課がAという事業のために歳出するお金というのは必ずしもAという事業に関わる歳入じゃなくてもいいということで、課をまたいだお金のやり取りができるわけです。一方、特別会計の場合は、例えば国民健康保険事業特別会計という中では、国民健康保険事業の中で独立した会

計になるので、事業に係る支出のもととなるお金は、その事業の中で確保しなければいけません。ですので、国保の事業の中で出ていくお金と入ってくるお金を一致させることが必要になる。これが大きな違いになります。一般会計という大きなお財布と、特別会計という国保の事業の中で完結させるお財布があるということ、これをひとつ御承知おきいただきたいと思えます。

ただ、現状では、国民健康保険の特別会計の中だけでは収支のバランスを取ることができず、市全体の一般会計というお財布から特別会計に対して一部お金を入れて事業を運営するといった状況発生しております。独立した会計ではあるのですが、そういった事情もあるということです。

この一般会計から入ってくるお金、これから繰入金という名前を使いますが、実はこの繰入金には、認められている繰入金と基本的にはあまり認められていない繰入金というのがあります。認められていない繰入金を法定外繰入金と言いまして、それは国からも削減するように求められているものです。ここが国民健康保険特別会計を編成するところで一つのポイントになりますので、ここも御承知おきいただきたいと思えます。

つまり、市全体の予算であります一般会計という大きなお財布がありますけれども、それとは別に国民健康保険事業を運営するための特別会計がありまして、歳入・歳出はそれぞれの会計の中で一致させなければいけないのですが、ただ、一般会計からお金を特別会計に繰り入れるとか、お互い関係性があるということです。今後、審議していく中で、こういった話が出てきますので、御承知おきいただきたいと思えます。

それでは、資料の6ページ、2の財政状況にて、特別会計の中身がどうなっているかということをお話ししたいと思えます。左側が歳入、入ってくるお金になります。右側は歳出、支出されたお金の内訳が書いてあります。

まず、左の歳入について、一番上の「国民健康保険税」、こちらは、被保険者からお支払いいただいた国民健康保険税のことです。税方式となりますので、国民健康保険税という名前になります。総額で18億5,535万6,000円です。前年と比較しますと1億2,217万8,000円の増加になっておりまして、こちらは税率改定を行った関係で現年度課税分の調定額が増になったということになります。また、これには収納率というものがございまして、どれくらい集められたかの率がありますけれども、こちらは、現年度課税分ですと、前年度から0.27ポイント減少しましたが、94.76%を維持しております。県内19市の中では4番目の数字を保っております。一方、滞納繰越分、過去の滞納分については、2.74ポイント増加で23.74%でございました。

続きまして、「国県支出金」ですけれども、金額としては61億8,599万7,000円になります。こちらは前年度と比較しまして、2億5,316万9,000円減少しております。主な減少要因としましては、被保険者の減少による療養給付費や高額療養費が減となりまして、県からくる保険給付費等の交付金がその実績に応じて減になってしまったことがあげられます。

次に、「繰入金」です。こちらが11億4,773万2,000円で、前年度比較で1億5,712万2,000円の減になります。繰入金の下に一般会計繰入金とありますけれども、これが先ほど言いました一般会計から国保特別会計のほうに繰り入れているお金になります。この中で、法定内繰入れと法定外繰入れというものが存在するわけです。その下の基金繰入金というのは、いわゆる財政調整基金というもので、不測の事態に備えて基金としてある程度の金額を確保しておくものになります。例えば税収不足になったときに繰り入れるという仕組みになっております。令和6年度に関しては、この基金の繰入金が1億6,200万ほど減ったということで、繰入金全体としては減となっております。

次に、「繰越金」です。こちら、1億2,448万4,000円で、前年度比較で1,

883万7,000円の減です。これは、前年度の決算における繰越金が減ってしまったということで、こちらは減になっています。

次に、「その他収入」につきましては、2,852万5,000円で、前年度と比較しまして1,687万円の減となります。こちら、減額の要因といたしましては、延滞金収入や第三者行為納付金の減によるものです。第三者行為というのは何かといいますと、被保険者が交通事故等に巻き込まれた場合の話になりますが、本来、加害者が医療費を負担しなければならないのですが、一時的に国保のほうで当該医療費を負担した後、加害者が加入する自動車保険等から当該医療費を徴収する、その収入のことをいいます。

以上、歳入の合計が93億4,209万4,000円ということで、前年度と比較しますと3億2,413万2,000円の減少ということになります。

続きまして、右側の歳出です。はじめに「総務費」になります。こちらは職員給与費や保険税賦課事務費などのいわゆる国保事務に係る支出になりますが、1億7,131万4,000円で、前年度と比較しまして946万円の増になっております。こちらの主な増加要因としましては、システム改修、これはマイナンバーに関するシステム改修になりますが、委託料等の増によるものになっております。

続きまして、「保険給付費」になります。こちらが60億9,694万8,000円で、前年度と比較しまして2億5,743万3,000円の減になっております。ここで60億というお金が出ていますけれども、歳入のほうに戻りまして、保険給付費等交付金として大体61億ぐらいのお金が入っていますけれども、保険給付費は、かかった分だけ県のほうから入ってくるということになっております。ですので、大体同じ数字が並んでいるということです。ただし、単に全部くれるわけではありません。歳出の、「国民健康保険事業費納付金」、27億2,696万5,000円という大きな数字が出ています。こちらが実は県のほうから来る交付金の財源となっているものなのです。27億払って、60億入ってくるという感じになっています。

右側にいきますと、神奈川県から提示ということになっていまして、保険給付費等交付金この歳入の財源ということになっております。

次に、「保健事業費」につきましては、9,694万4,000円で、前年度と比較しますと395万7,000円の増になっております。こちらの増加の要因としましては、保健事業を担当する会計年度職員を増員したことで、報酬費等の増によるものになります。

続きまして、「基金の積立」です。積立ては1億5,248万4,000円で、前年度と比較しまして1億915万8,000円の増になっております。不測の事態の場合の基金の積立額、こちらを増加させたということになります。

次に、「その他の支出金」につきましては910万3,000円です。前年度と比較しまして519万3,000円の減になりますけれども、減少要因としましては、保険税の還付金、還付する額が減になったということになります。

歳出の合計としましては92億5,375万8,000円となりまして、前年度と比較しまして2億8,798万5,000円の減になります。

そして、歳入、歳出、差引きしまして、令和6年度の収支結果としまして、一番下にありますけれども、8,833万6,000円の余剰金が生じたということになっております。

以上で特別会計の決算の説明を終わります。

【会 長】 ただいま事務局から令和6年度の伊勢原市国民健康保険事業の特別会計決算について説明がありました。何か御質問ございますか。

【委 員】 国民健康保険税の歳入ですが、滞納繰越金分徴収率は2.74ポイント増の23.74%と記載があるのですが、この滞納繰越金の金額がもし分かれば教えていただきたいということと、もう一点ありまして、歳出のほうの出産育児一時金

などの箇所、前年度の決算額と比較して金額が増えているのですが、今ここは人数が増えたのか、それとも額が増えたのか、もしお分かりになったら教えていただきたいと思います。

【事務局】 まず、出産育児一時金の1件当たりの支給額は50万円で変わっていないです。

【委員】 変わっていない。

【事務局】 令和5年度が41件の支給がありまして、令和6年度は実績として47件ということになっています。なので、純粹に件数が増えたということになっています。いろいろな要因があるとは思いますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響といったものがやはり3年度から4年度にかけては、特に給付に関連してあったのではないかと推測はしております。少なくとも件数は増えているということになっております。

【委員】 ありがとうございます。

【事務局】 次に滞納繰越額の金額ということでよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【事務局】 金額としては、3億4,836万2,098円というのが繰越額としての調定額です。そこに対して23.74%の徴収率ということになっております。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会長】 ほかに何かありますでしょうか。

それでは、7ページ目3、令和7年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料7ページの3、「令和7年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計の進捗状況」について御説明します。まず①、「税率」です。この表は横の行で課税区分が3区分に分かれております。上から医療分、後期高齢者支援金分、介護分と、それぞれ3つございます。縦の列につきましては、左から所得割、資産割、均等割、平等割とあります。資産割は平成30年度の税制改正の際に廃止しておりますので、所得割、均等割、平等割の3つを足したものが1年間の税額ということになります。こちらは令和7年度からの新税率表となっております。また、課税の際は世帯単位となりますので、所得割と均等割は被保険者1人ごとに、平等割は1世帯で計算したものを合計しまして、納税義務者となります世帯主様に課税がされるということになっております。次に、課税区分の上から1つ目、2つ目の医療分と後期高齢者支援金分につきましては、加入者全員に課税がされるものです。3つ目の介護分につきましては、こちらは40歳以上、そして64歳までの方、いわゆる介護保険法の第2号被保険者として課税がされるものです。そして、一番右側の列に課税限度額というものがあります。これは、所得が多い人の負担が過大にならないように、また保険給付の受益に配慮いたしまして、年間の課税限度額が設けられているということになっています。一番上、医療分につきましては66万円。左から所得割、均等割、平等割を足しまして、66万円は超えないという意味になります。そして、それぞれ、後期高齢者支援金分が26万円、介護分が17万円ということになりますので、所得がとて多い方でも最高は109万円が上限ということになっております。こちらが税率の説明になります。

続きまして、②「国民健康保険税の収入状況」です。今年度の税額が最初に確定いたしました7月末の本算定時の状況をお話しします。現年課税分の調定額、入ってくるだろうと見込まれる金額ですが、こちらが18億8,889万9,200円にして、それに対しまして収入済額は4億6,789万3,900円、収納率は24.77%となり、前年同月と比較しますと1.10ポイント増えております。

続きまして、③「1人当たり保険税額」は、この本算定時の時点におけます調定額を基に算定しました1人当たり保険税額の状況になっております。令和6年度に続き

まして、令和7年度も税率を改定しておりますので、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つの区分全てで増加している状況になっております。

それでは、④「保険給付費の支出状況」ですが、直近の状況を御説明します。合計欄を御覧ください。一般被保険者の療養給付費は前年同期と比較しまして減少となっております。全体で3.95%の減少、金額では約6,916万4,000円減少していることとなります。その下ですけれども、一般被保険者の高額療養費につきましては、前年同期と比較しますと約307万8,000円増加しております。今年度の決算見込みとしましては、令和6年度決算額と比較しますと、被保険者の減少により減少するのではないかと今のところ見込んでおります。

続いて、⑤「特定健康診査・特定保健指導の状況」、こちらは令和6年度の速報値になりますが、特定健康診査の受診率は0.8ポイントの増、そして特定保健指導の実施率は6.5ポイントの減となっております。

「令和7年度伊勢原市国民健康保険特別会計の進捗状況」の説明は以上になります。

【会 長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から「令和7年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計の進捗状況」について説明がありましたけれども、何か御質問ございますか。

【委 員】 1点だけ、一番下の特定健康診査と保健指導の実施の箇所。毎年低いですね。これからも少し工夫が必要かと思えます。特定健康診査の受診率・保健指導の実施率が伸びていけば、医療費もだんだん下がってくると思うので、それだけお願いしたいと思えます。

【会 長】 ありがとうございます。

【事務局】 特定保健指導につきましては、令和6年度までは委託で行っていましたが、令和7年度からは委託で行うところもありますが、市役所で行っていた分は直営に変えました。健康づくり課のほうがやっておりますので、それで実施率が上がればいいかと期待しておりますが、今後どうなるか見ていきたいと思っています。

【会 長】 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

【委 員】 今の直営になったというのは、直接医療機関で行うということですか。

【事務局】 市役所が業者に委託して行っていた部分があり、それを今、市役所の管理栄養士ですとか保健師が直接行うということです。

【委 員】 分かりました。ありがとうございます。

【委 員】 場所については、どうですか。

【事務局】 今の健康づくり課、市役所分室の2階でやっております。

【会 長】 ありがとうございます。ほかにございますか。

【委 員】 私は直接電話して、利用しました。

【委 員】 直接。

【委 員】 直接。ですが、そういう方は珍しいと言われました。そもそも、市役所分室に様々な測定機器があることすら知らない市民ってすごく多いですよ。こういう測定機器があって、栄養や保健師がいて毎日使えるというようなことももっと啓蒙していけば、受診率も上がっていくのかなと思いました。

【事務局】 そうですね。市役所分室の1階にある未病センターのことでしょうか。

【委 員】 そうですね。

【事務局】 おっしゃるとおりで、もう少し市民に対してアピールしていかなければいけないと思えます。

【委 員】 そうですね。

【事務局】 あと、月に1回だったと思いますが、未病センターと同じ機械を市役所の1階のところに置いて、やっております。そういったことの広報ももう少し何か工夫したいと思えます。

【委 員】 そうですね。

【事務局】 ありがとうございます。

【会 長】 すみません。委託から直営にしたら経費削減になりますが、そこら辺を考えた上で委託をやめたということでしょうか。

【事務局】 経費削減も含めてですが、今までずっと実施率が変わっていないというところもございましたので、ここで1回直営に変えてみてどうなるのか見たいということ。また、直営に変えることによって、例えば、市役所になかなか来られない方もおられることがあったとき、こちらから出向いて行うというようなこともできるかもしれないということも含めて、今年度からやり方を少し変えたということです。

【会 長】 ありがとうございます。

それでは、資料8ページの「国民健康保険税改定の方向性」について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 資料8ページの4、「税改定の方向性」について御説明します。税率改定の内容としては引上げなのですが、その背景を少しお話ししたいと思います。

まず、国民健康保険制度というのは、ほかの被用者保険と比べまして、構成年齢が高く、また医療水準が高い一方で、退職者や失業者などの低所得者の方の加入割合が高いということで、以前から、財政規模が脆弱であるという構造的な問題がありました。こうした財政上の問題の解決に向けまして、平成30年度に国保制度改革が行われまして、都道府県が国保財政の運営主体になり、市町村と共同で国保事業を運営することになりました。しかしながら、少子高齢化の進行や、社会保険の適用拡大により、被保険者数は減少傾向という状況です。また、被保険者の年齢が高いことや医療の高度化等により1人当たりの医療費は高止まりの傾向にあるので、依然として厳しい財政状況が続いているということになります。

本市では令和6年度から、本協議会の答申に基づきまして、保険税率、保険税の改定を行っておりますが、その附帯意見の中では、国民健康保険税の引上げ幅については、現下の物価高騰など社会情勢の影響により被保険者の家計の負担が増加している中で、単年度での急激な引上げを避けて、市民生活への影響を少なくするよう配慮すべきである。また、今後、保険税率の見直しは毎年度検討していくとともに、大幅な保険税負担にならないよう激変緩和措置を講じることが望ましいといった御意見をいただいておりますことから、1人当たりの増加率は、令和6年度は約9%です。令和7年度は約6.6%の増加率となっております。それと、令和8年以降につきましては、子ども・子育て支援金制度というものが創設されます。これはどういうことかといいますと、国における少子化対策、こちらの財源としまして、国保だけでなく、社会保険や後期高齢者医療保険などと併せまして支援金を徴収していくということが8年度から始まります。現状まだ、不透明な状況なのですが、現時点ではどうしても、試算において、事業費の不足が見込まれる状況になってしまっています。また、財政調整基金という、不測の事態のための基金の保有推奨枠というものも定められていまして、それを確保すること。そして、国からは、一般会計からの法定外繰入金、こちらの削減を求められていることなど、様々な事情がございまして、今後も安定的な財政運営を図るためにも、引き続き財源確保を目的としまして、税率改定を行っていきたいと考えているわけでございます。

それでは、資料8ページの4、「国民健康保険税税率改定の方向性」ということで、まず(1)「被保険者の推移」です。各年度本算定時、7月末の時点での数字になっています。毎年700人以上減少しております。特に令和5年度は、団塊の世代が後期高齢者制度に移行し始めたことから1,000人以上減少しております。令和6年度から令和7年度でも766人が減少しており、今後もこの減少傾向は、短時間労働者の社会保険適用拡大や後期高齢者医療制度への移行により、続くものと考えられます。続きまして、(2)「国民健康保険税収入の推移」ですね。こちらは国保財政に大き

く影響する数値になります。国保税については、先ほどお話ししたとおり、所得に応じて賦課する所得割、被保険者全員に定額で賦課する均等割、1世帯に対して定額で賦課する平等割、この3つを合算して構成されております。令和6年度は、保険税率の改定を行ったことから、令和5年に比べて増加しております。令和7年度についても保険税率の改定を行ったのですが、やはり被保険者の減少によって保険税収は減少していくものと考えられます。

次に、(3)、「事業費納付金の推移」です。こちらは、先ほどの決算の中にもありましたけれども、県内各市町村が県に支払います事業費納付金は、県が支出します保険給付金等交付金の財源となるものになっております。こちらは県が各市町村の被保険者数や、所得情報、現在ですと医療費情報等を基に県全体の金額を決定いたしまして、市町村ごとに按分した金額が神奈川県から提示されるということになっております。事業費納付金の医療費分については、被保険者の医療費が減少すると、比例して減少します。また、後期高齢者支援金分と介護納付金分も、本市の被保険者が減少すれば、比例しまして減少するという考えもございまして、県におきましては、国からの交付金の精算や、国の単価の上昇の要因もありまして、市町村の負担を抑えるために基金を活用するなど毎年やりくりをしております。結果的に、令和6年度分を見ますと、減少の傾向にあります。今後も被保険者数が減少傾向にあることから、この事業費納付金も減少すると考えられますが、こちら、保険給付費の動向等によっても、増加することも考えられます。また、先ほどお話ししました、新たに創設される子ども・子育て支援金制度にも影響されると思われまして、今後については極めて不透明な状況にあるのが現状です。

続きまして、(4)、「基金の推移」になります。こちらの表の3行目が各年度のこの基金の保有残額ということになっております。こちらは基金を取り崩して積み立てるということの繰り返しになっておりますが、令和5年度末においては約2億2,300万円でしたが、令和6年度は約1億7,600万円になります。令和7年度では1億5,000万円をこの基金から取り崩す算段になっております。これは事業費不足を解消するために取り崩すということであり、大分減ってしまうように思えます。既決の予算と前年度の余剰金等を勘案しますと、1億5,000万取り崩すのですが、この上から2番目を見ますと、約1億9,900万円を積み立てることができる見込みになります。そうしますと、令和7年度末の保有額は約2億2,400万円となると見込まれます。取り崩して、積み立てて、年度末にこれだけ残るという表の見方になっております。下に黒字で書いてありますが、県のからは、財政調整基金の保有額について推奨額が示されておまして、保険税調定額の5%以上を推奨する方針になっております。(2)の数値の5%を保有していると良いかと思えます。そうすると、大体9,000万ぐらいになりますが、本市においては、さらにもう少し確保するという算段で、事業費納付金の5%を積み立てる目標にしています。7年度の事業費納付金の5%で、大体1億2,600万円ほどの基金を年度末に保有しておきたいということになっております。

ここまで、「被保険者数の推移」、「国民健康保険税収の推移」、「事業費納付金の推移」、「基金の推移」とお話ししましたが、これを踏まえて、資料の右側に行きますと、具体的にどれだけお金を集めて、どれだけ補完していくかというのが書いてあります。

(5)「基金等の活用」を御覧ください。こちら、収支のバランスの不均衡からくる事業費の不足額については、財政調整基金と、一般会計からの繰入金を活用して補うとなっていますけれども、この表でいう、(a)集めるべき保険税額というのがあります。それぞれ推計がありますが、こちらは事業費歳出のうち、国保上の一般財源が必要な事業費納付金のほか、出産育児一時金、葬祭費、保健事業費等から、歳入になっていきます県からもらえる支出金を差し引いた金額になります。見ていきますと、大体21億。ですから、事業費納付金が25億ぐらいですので、少し欠けるぐらいになります。

令和7年度までの推計でいきますと、令和8年度は22億ぐらい集めなければいけないという算段になっています。そして、この(b)「現年度課税見込税額」は、国保税の収入見込額になります。この(a)から(b)を差し引いた金額が事業費の不足額ということになります。集めるべき保険税額に対して、これぐらい保険税の見込みがある。この差引きが不足額ということになります。令和8年度推計につきましては、国保事業費納付金を令和7年度と同額ベース、そして保険税収は令和7年度同様の税率に過去の徴収率等を勘案して推計しますと、集めるべき保険税に対して5億2,200万円の事業費不足が発生するという見込みになってしまいます。過去を見ても、令和5年度は7億3,000万、令和6年度も5億、今年は4億7,000万。このように、事業費不足はどうしても出てきてしまうということです。

そして、この不足額に対しまして、どのように補完していくかというのが下の表になっております。まず1つ目の(c)「法定外繰入金」の行は、削減をするよう求められております、一般会計からの法定外の繰入金をこの中に入れるということです。法定外繰入金を2億7,000万繰り入れて、その下、(d)「基金」です。不測の場合に積み立てる基金を2億円、8年度は投入する推定で今立てております。さらに、(e)「繰越金の活用額」です。前年度の余剰金の繰越額2,000万円も活用する。この3つを活用することで、現時点での推計としては、4億9,000万円の事業補完をするという見込みになります。しかし、これでも3,200万円の事業費不足が発生してしまうという計算になります。このような事情に加えまして、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の動向にも注視しなければいけませんし、さらには、令和18年度には神奈川県内においても保険税率を統一していこうという動きもあります。

次に、(6)「令和7年度県下19市一人当たり保険税(料)額(調定ベース)」を御覧ください。こちらは調定額ベースなので、税率の表ではないのですが、見ていただきますと、各市町村で税額にばらつきがあることがお分かりいただけると思います。現在、伊勢原市は19市中15位にという、低い位置に位置しております。10年後に、この保険税率を統一するとしますと、段階的に税率を引き上げていかないと、統一時に急激な引上げが必要になってきてしまうということが分かります。ですので、そのようなことを避けるために、なるべく県内の標準的な税率に近づけていくことが理想的だと思われまます。なお、県内の標準的な税率につきましては、毎年11月頃に神奈川県から提示されます神奈川県内の標準税率と、各市町村の事情に応じて仮計算された標準税率が示されるので、それが出てきましたら、次の11月に予定している運営協議会から、本格的に試算を始めて、幾つか案を出して、実際、来年どうするか考えていくことになると思います。以上のような理由から、引き続きこの保険税率の改定につきましては検討を続けていきたいと思っておりますが、ただ、今までの協議会の中での答申にありますように、被保険者の生活、家計への影響を考慮しまして、あくまでも計画的、段階的な改定を検討していきたいと考えております。

そして、(7)、「税率改正の経過」。税率改正とありますが、法的な変更ということで改正という言葉を使わせていただいております。古いときは、18年に20%も上げていた時期もあります。直近ですと、令和6年度の9%引上げと7年度の6.6%の引上げがありました。

実際には11月に県からある程度具体的な、標準の税率が示されると思います。恐らくそこで子ども・子育て支援金の詳細も示されると思いますので、そういったものが出てきましたら、事務局で幾つか案を提示させていただいて、皆さんに御審議いただくという流れになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

では、こちらの説明は以上になります。

【会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から「国民健康保険税改定の方向性」について説明が行われましたけれども、何か御質問等ありますでしょうか。

【委員】 去年で2年連続税率の引き上げですよね。今年も上げなければいけないような状況だと思いますが、実際に去年、予算の議会等で、国保税を2年も連続で上げてどうなのかとか、そういった声は何かあったのか、そして本算定の通知を送って、市民のほうから何か反響等ありましたか。

【事務局】 まず、2年連続して税率を引き上げることによって議会のほうから何かあったかということですが、まず、令和6年度の税率改定を検討していく中で、当初は、毎年上げるということではなくて、2年に1回といった単位でやっていくというような想定で試算等してきました。令和5年度に検討していたときは、2年に1回、1回の引上げとしては20%程度引き上げないといけないというような、そういった試算が出てきてまして、逆に、1年で急に20%も上げてしまうと、影響が出てきてしまうというような御指摘も運営協議会の中でございました。そういうことも踏まえまして、令和5年度の協議の中では、令和6年度、7年度と2年度に分けて、なるべくならかな引上げとなるように毎年上げていくというような方向性ということになりました。そのため、一度に上げるのではなく、2年度にわたって徐々に上げていくといったような、そういった改定の仕方を選択するということになりました。

次に、市民からの反響ですが、実は、6年度、7年度において、税率改定の中でも、応益応能割合という、比率を少し変えることで、所得のある方によりたくさん払っていただき、なるべく所得の少ない方には影響のないような上げ方を行っております。その結果もあってか、特に税率を改定して、急激に上がってしまって、どうなのかといったような、そういったお声はあまり聞かないという現状ではございます。

【委員】 今テレビなどで、所得があまり上がらないのに社会保険料がどんどん上がって、手取りが少なくなるのではないかというような意見も結構あるので、国保のほうでも何か言われているのではないかと思われましたので、もし、そういった声もあるのであれば、また低所得対策のほうをしっかりとやるような形になるのかなと考えました。

【事務局】 そうですね。去年もそういう御意見があって、少し所得がある方に御負担をいただくような改正にはしております。先ほどもありましたとおり、11月に県から、仮の形ではありますが、標準の金額が示されますので、示された段階でもう少し、割合をどう変えるのかということもこの協議会の中で御議論いただきながら決定はしていきたいと思っております。どちらにしても、子ども・子育て支援金制度というのは新たな制度なので、どうしても増えるのは致し方ないところはありますが、それ以外の部分について、例えば事業費納付金が大幅に減るということであれば、据置きをするとか、そういうことも当然検討していくことにはなるとは思いますが、今の状況ですと、そこまでは多分減らないだろうという中で、財源不足になることが予想されますので、慎重に、いろいろ案を出させていただきながら、また検討をお願いしたいと考えています。

【会長】 ほかに御意見ございませんでしょうか。

【委員】 厳しい状況というのはよく理解はできました。他に改善できるような余地というのはありませんか。

【事務局】 改善というのは、税率を上げないということですか。

【委員】 もちろん税率を上げていかないともう成り立たないのはよく分かるのですが、それ以外で改善できるような事業というのはありませんか。支出を抑えるとか、今の滞納者から、もっとしっかりと徴収できるような取組とか。

【事務局】 やはり支出のうちで一番大きく占めるのは事業費納付金でして、それを納めるためには、ある一定の税収を確保しないといけません。被保険者数が減っていく中で、1人当たりの調定額を増やしていかないといけないという傾向はどうしても出てまいります。

もう一つ、歳入を増やす手だてとしましては、やはり徴収率、収納率というものを

上げていくというのが策としてはありますが、今、大体94%、95%ぐらいであり、伊勢原市は県19市中4位と、かなり上位の水準にあります。努力はしているのですが、この先どこまで伸ばせるかということも確かにあって、急激に伸ばすことも難しいという実情もあります。

あとは、国、県のほうで、保険者が努力することによって評価されて、評価点数に応じて交付金がもらえるといったものがございます。その獲得を目指していくということも必要にはなってきます。それに当たって、やはり事業を行っていかないといけないのですが、歳出も伴ってくるものになりますので、バランスを取りながらやっていかないといけないのですが、今までのように一般会計からの法定外繰入れに頼ることもできないので、やはりそこは税率を上げていく中で収支のバランスを取っていく選択肢が求められるのだらうと思います。また、基金もどうしても自転車操業のように、積立てと繰入れを繰り返しながらやっていますので、どうしても歳入を増やす手だてとしては税率改定というのが一番大きいです。歳出に関しては、事業費納付金が減ってくれない限りは削減するのも難しいというところもあります。それで、伊勢原市は保険税率というところで、近隣と比べると、低い水準の税率になっているので、そもそも、適正な税率というのはもう少し高いところにあるのではないかと思うところもあります。

【事務局】 いずれ税率統一というのが具体的に計画として示されていますので、それを見たときに、やはり低いままだと、どこかで上げないといけなくなります。それをどこかで急激に上げるのか、やはり都道府県、県が示す税率に徐々に近づけていくのか、どちらが良いかと考えると、やはり急激な引上げを何とかして避けるためにも、徐々にちょっと上げていくという方法をとるしかないと思います。

【委員】 はい、分かりました。

【会長】 ほかに何か御意見ございますでしょうか。

それでは、議題(3)、「その他」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 議題(3)「その他」、説明いたします。資料3を御覧ください。こちらにつきましては、今後の伊勢原市の国民健康保険運営協議会、第2回から第5回を予定しておりますが、こちらの開催日程ということについて御説明させていただいております。今日は第1回ということで、今後、あと第2回から第5回まで4回の開催を予定しております。

まず、第2回ですが、税率改定の試算を行いお示しします。時期的には、11月の上旬に神奈川県から事業費納付金であったり、標準保険料率(税率)であったりが示されます。そういったものに基づいて試算を行っていくことになりますので、まず第2回については11月に予定しております。こちらにつきましては、もう日も近いことから、開催候補日を既に決めさせていただきました。こちらは11月26日もしくは27日のいずれかの日程で決めさせていただきたいと思います。また後日、開催日の調整のお手紙をお送りさせていただきますので、また皆様お答えいただければと思います。第2回からは、税率の見直しということで協議に入っていくわけですが、2回目については市長から諮問という形で諮問書を提示させていただくような形になるかと思っております。議題の2点目としては、令和7年度の国民健康保険事業の主な取組ということで、年も半ばを過ぎた時期ではあるのですが、今年度の保健事業の取組についての御説明をさせていただきたいと思っております。

続いて、第3回ですが、こちらにつきましても年末のお忙しい時期になるかと思っておりますが、事前に候補日を決めさせていただきました。こちらについてもまた別途、開催の調整をさせていただきたいと思っておりますが、12月の22日もしくは23日のいずれかでの開催ということで調整させていただきたいと思っております。主な議題としましては、国民健康保険税の税率等の見直しということで、第2回の試算内容を踏まえまして、より具体的に案をお示ししたいと思っております。ここで税率改定の大きな方向性とい

うものを決めていきたいと考えております。

第4回につきましては、こちらは年明け、令和8年の1月の23日から大体1週間を候補日として開催を予定したいと思っております。また今後調整させていただきたいと思っております。こちらで税率改定につきましては3回目の協議ということになりましたので、こちらで、市長から諮問がありました内容につきまして答申ということで、答申案を決めていくような形になります。ここで、税率改定の案に対しての決定というか、そういったことを行っていくような形になります。こちらの答申の内容等を踏まえまして、税率改定が必要でありましたら、条例改正といった、次のステップに進んでいくということになります。

最後、第5回ということで、こちらは開催候補日としては年度末ということを用意しております。令和8年の3月24日の週あたりで調整できたらと考えております。また、内容としましては、税率改定等に係る条例改正について議会に上程しまして、その決まった内容等について御報告できたらと思っております。また、国民健康保険の財政運営状況、こちらについては、令和8年度の予算等についても、この段階では予算の編成はできている状態であると思っておりますので、そういった内容について御報告したいと思っております。

ということで、あと残り4回、短い期間の中で詰め込むような形になって、皆様お忙しいところ、いろいろお願いすることもあるかとは思いますが、よろしくお願いたします。御説明は以上になります。

資料3につきましては以上になります。

【会 長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から審議会日程の説明がありましたけれども、質問などがありましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

【会 長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。委員の皆様方、お忙しいところ、議事進行に当たり御協力をいただきまして、ありがとうございます。

【事務局】 会長、ありがとうございました。

なお、本日の会議録につきましては、御審議いただきましたとおり、作成の後、あらかじめ会長の承認を得た上で、委員の皆様には郵送とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、これもちまして、第1回国民健康保険運営協議会を終了いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —